

平成23年7月三木市教育委員会（定例会）会議録

◇ 日 時

- 1 開 会 平成23年7月20日（水）午後2時00分
- 2 閉 会 平成23年7月20日（水）午後4時55分

◇ 場 所 三木市役所 5階 大会議室

◇ 会 議

- 1 開 会
- 2 会議録署名委員の指名
- 3 前回会議録の承認
- 4 審議事項
 - 報告第5号 平成23年度三木市立幼稚園入園料及び保育料の減額の決定について
 - 議案第9号 平成24年度から平成27年度までの間に使用する中学校教科用図書の採択について
 - 議案第10号 平成24年度に使用する学校教育法附則第9条に規定する教科用図書の採択について
 - 議案第11号 三木市教育委員会職員の任免等について
 - 議案第12号 三木市美術館協議会委員の委嘱について
- 5 そ の 他
 - 協議事項4 教育委員会の点検・評価報告書（案）について
- 6 閉 会

◇ 会議に出席した者の職氏名

教育委員	1 番	教 育 委 員 長	里 見 俊 實
	2 番	教育委員長職務代行者	水 島 慶 子
	3 番	教 育 委 員	稲 見 秀 穂
	4 番	教 育 委 員	井 口 徹
	5 番	教育委員（教育長）	松 本 明 紀
事 務 局		教 育 部 長	椿 原 豊 勝
		教 育 総 務 課 長	清 水 正 則
		教育環境整備課長	井 上 博 務

学 校 教 育 課 長	穂 積 正 則
文化スポーツ振興課長	松 村 正 和
教育センター所長	梶 本 佳 照
図 書 館 長	告 野 幹 也
教育総務課課長補佐	稲 岡 孝
教 育 総 務 課 主 事	北 村 エ ミ

傍 聴 者 3 人

◇ 会議内容

里見委員長が傍聴を許可し、傍聴者が入場した。

1 開 会

里見委員長が、平成23年7月三木市教育委員会定例会の開会を宣言した。

2 会議録署名委員の指名

里見委員長が、本日の会議の会議録署名委員に、井口委員と松本教育長を指名した。

3 前回会議録の承認

里見委員長が、平成23年6月定例会の会議録の承認について諮り、全員一致で承認された。

4 審議事項

里見委員長が、報告第5号は個人情報を含む事件であること、また議案第11号は職員の人事に関する事件であること、議案第12号は附属機関等の委員の委嘱に関する事件であることから、いずれも三木市教育委員会会議規則第7条第1項ただし書きの規定により、秘密会として日程の最後に審議することについて諮り、全員一致で了承された。

里見委員長が、議案第9号及び議案第10号を一括審議することについて諮り、全員一致で了承された。

【議案第9号】平成24年度から平成27年度までの間に使用する中学

校教科用図書の採択について

- 穂積学校教育課長が次のように説明した。

三木市の公立中学校で使用する教科用図書（教科書）は、これまでから北播磨採択地区協議会において、候補図書の中から採択図書を選定し、それを参考に各市町教育委員会が審査、採択して、兵庫県教育委員会へ報告することとしている。

北播磨採択地区協議会では、教科用図書調査委員会を設置し、当該委員会で選定を行なった結果の報告を受けている。

本日、提案の教科用図書は、去る 6 月に各市町から選任された調査委員が教科ごとに調査・検討を重ねた結果を受けて、北播磨採択地区協議会が取りまとめ、管内各市町教育委員会に報告があったものであり、その内容は、次のとおりである。

国語は出版社 5 社から光村図書出版の「国語」、国語（書写）は 6 社から東京書籍の「新しい書写」、社会（地理的分野）は 4 社から帝国書院の「社会科 中学生の地理」、社会（歴史的分野）は 7 社から日本文教出版の「中学社会 歴史的分野」、社会（公民的分野）は 7 社から東京書籍の「新しい社会 公民」、社会（地図）は 2 社から帝国書院の「中学校社会科地図」、数学は 7 社から啓林館の「未来へひろがる数学」、理科は 5 社から啓林館の「未来へひろがるサイエンス」及び「未来へひろがるサイエンス マイノート」、音楽（一般）及び音楽（器楽合奏）は 2 社から教芸出版の「中学生の音楽」及び「中学生の器楽」、美術は 3 社から日本文教出版の「美術」、保健体育は 4 社から東京書籍の「新しい保健体育」、技術家庭（技術分野）及び技術家庭（家庭分野）は 3 社から開隆堂の「技術・家庭 技術分野」及び「技術・家庭 家庭分野」、英語は 6 社から学校図書の「TOTAL ENGLISH」の選定の報告を受けている。

このうち、平成 23 年度まで使用する教科用図書から出版社が変更になるものは、国語、理科、音楽（器楽合奏）である。

【議案第 10 号】平成 24 年度に使用する学校教育法附則第 9 条に規定する教科用図書の採択について

- 穂積学校教育課長が次のように説明した。

平成 24 年度に使用する学校教育法附則第 9 条に規定する教科用図書として、小学校 5 年生用の、国語、社会、算数、理科の点

字図書 17 冊を追加しようとするものである。

(委員) 北播磨採択地区協議会の概要及び当該協議会における選定の経緯について、説明いただきたい。

(事務局) 北播磨採択地区協議会は、各市町の教育長、学校関係者の代表及び P T A の代表で組織されている。

事務局は構成市町が輪番制で担当しており、今回は西脇市教育委員会が担当している。

協議会設置後、作業の全体的な流れの確認や、実際に教科書を調査する調査委員会の委員数を各市町教育委員会に割当てる。

協議会委員及び調査委員会委員の氏名等は公表しないこととされている。

選任された調査委員は、各教科、それぞれ 3 日間を費やして調査を行い、採択の理由などを取りまとめており、この調査結果を受けて、採択地区協議会で検討された結果が、本日提案の図書採択に関する報告書である。

松本教育長が、候補となった教科用図書の閲覧を提案し、委員長が委員に諮り、10 分間の閲覧時間を設けることとし、各委員が閲覧した。

(委員) 社会科の公民と歴史的分野の教科書を見せていただいた。例えば、エネルギー、原子力発電、歴史的領土問題等が昨今問題になっているが、いずれも現状等を客観的に記述したものであった。

そうした中では、教師が、この教科書をもとに、どのように教えるかが重要であると感じた。

その他、国際問題や人権問題などについても、教師の教え方、あるいは、教育長、学校教育課長の指導や研修が大きな役割を果たすことにもなろう。だからといって、どの教科書でも良いということではないが、そのような感想を持った。

(委員) 社会科の歴史的分野の教科書を見せていただいた。この短い時間の中で少し見ただけだが、今、問題になっている近・現代

史の部分で各教科書の違いを感じた。

どれが良い、どれが悪いということではなく、子どもたちが白紙の状態勉強する中で、自分の国の歴史に対して誇りが持てるような教育をすることが大切であると思った。

(委員) 白紙の状態にある子どもたちに教える責任は非常に大きいと考える。

いったん覚えたことを後から修正することは極めて難しい。だから、どんな教え方をするかというのは、非常に重大な問題であると考えます。

(委員) 例えば、年金問題について、子どもたちが、これから生きていくうえでの覚悟、自らがしなければならないことなどを、先生方はどれほどの確に教えてくださるのかなと思いながら拝見させていただいた。

(委員) 今の子どもたち、特に中学生の中には、教科書を学校へ持ってこない、あるいは学校に置いて帰る例が見受けられる。なぜかという、自宅での勉強に使用しない、重たい、大きいなどが理由のようである。先生方は注意されるようであるが、なかなか改まらない。このたびの教科書も大判であると思う。

もう1点は、英語の教科書の後ろには、その教科書に出てくる単語の辞書が記載されている。そのため、最近の中学生は辞書を見なくなっている。

また、社会科の話があったが、今後、ますます教師の力量が問われるようになると思う。

(委員) 北播磨採択地区協議会には東播磨地区の市町教育委員会が入っていないのか。

(事務局) 北播磨採択地区協議会は、北播磨5市1町で組織されている。

播磨東教育事務所の管内では、この北播磨の他、明石市が単独で1つ、加古川市、高砂市、播磨町、稲美町で1つ、合計3地区でそれぞれ採択地区協議会を設置して教科書採択を行なっている。

(委 員) 三木市単独ではなく、北播地区内で合同で審査することのメリットは何か。

(事務局) 三木市だけにとらわれるのではなく、北播磨全体の地域性を考えた教育が非常に大切だと考える。そうした意味のメリットはあると思う。

(委 員) 採択地区協議会は高等学校の学区単位に構成されているのか。

(事務局) 結果としてそうなっている。

公立高校の入試は、どの教科書を使っているにしても不公平のないように細心の注意を払って作られていると聞いている。しかしながら、北播磨学区で同じ教科書を使う方が合理性があると思っている。

(委 員) 以前に、どのような経緯でこの教科書が選定されたのか分かるようにしていただきたいと要望申し上げた。

今回、随分改善されたが、まだ分かり難い部分が残っている。

(委 員) 専門家でない我々が、この短時間の中で教科書を1つ1つ審査し、判断することは極めて難しい問題である。そういう意味から、現在のやり方が踏襲されてきているのだと考える。

我々教育委員は、教科書の中身まで、判断しきれず、教育の専門家である先生方が事前に調査した結果をもとに判断せざるを得ない。そうしたことから、採択された教科書とされなかった教科書の差が明確に分かるようにしていただきたいとお願いしてきた。

細かな点については、いろいろ課題もあろうが資料は随分改善された。しかしながら、未だに、判断に苦しむところがあることも事実である。

(委 員) 様々な教科書がある中、やはり、どのようにして提案の決定に至ったのか、その過程を分かりやすくしていただきたいと思う。

先程も申し上げたが、随分と資料の改善もなされているが、今

後、更に分かりやすくするために、採択地区協議会の議事録を資料として提供いただけるよう要望する。

里見委員長が、議案第9号及び議案第10号について採決を行い、全員一致で原案のとおり可決された。

5 その他

(1) 協議事項

里見委員長が、協議事項4は意思決定過程の案件であることから、三木市教育委員会会議規則第7条第1項ただし書きの規定により、秘密会として日程の最後に審議することについて諮り、了承された。

(2) 報告事項

ア 三木市教育振興基本計画の策定方針について

○ 清水教育総務課長が次のように報告した。

三木市教育振興基本計画（基本計画）策定の趣旨は、改正教育基本法の規定を受けて、三木市の教育の振興を図る中期的な計画を策定しようとするものである。

計画の性格として、この基本計画は、三木市総合計画（総計）の教育に関する部門別計画として位置付けることとする。ただし、今回の基本計画の策定については、既に、総計の中に計画期間中の教育分野の計画があることから、これらを修正、補筆するものとする。また、基本計画は、毎年度策定している「三木市教育の基本方針」の柱とする。

計画の内容は、三木市の教育の主要な分野を網羅した内容とし、教育目標から施策までを示したものとする。

計画の期間は、平成24年度から、現在の総計の目標年度である平成30年度までとする。

策定スケジュールについては、今年度内に策定したいと考えている。

計画の体系は、「心豊かに元気よく学び続ける人づくり」という教育目標の下に、①子どもひとりひとりの力を伸ばす、②魅力ある学校園づくりを進める、③学校・家庭・地域が連携し、子育てを推進する、④誰もが生涯にわたり学習ができるまちをつくるの4つの重点目標を位置づけようとするものである。

基本計画の内容については、今後、協議、議案審議をお願いしたい。

イ 子どもの居場所づくり事業について

○ 清水教育総務課長が次のように報告した。

平成22年10月に緑が丘小学校で開設した子どもの居場所づくり事業については、年度途中の開始となったこともあり、昨年度の参加児童数は2、3人と少ない状況であった。

しかしながら、本年度に入ってから参加児童数も増え、一番多い時には13人の児童が参加しており、平均11人となっている。

教室の内容は、サッカーなど子どもたちだけの自由遊びのほか、指導者によるダブルダッチ（縄跳び）、環境教室、工作教室などを行なった。

ウ 学校教育課の主要行事等について

○ 穂積学校教育課長が次のように報告した。

第4回定例校園長会を7月5日に開催し、平成23年度就学援助・就園奨励の状況説明や、夏季休業を迎えるにあたっての生徒指導等についての周知を図った。

実施主要行事については、三木市中学校総合体育大会、第1回同和教育伝承講座、東吉川小学校計画指導訪問等であった。

今後の予定については、7月21日から23日までの間に東播地区中学校総合体育大会、7月29日に教職員人権教育研修会、8月8日に教職員同和教育研修会等の事業を計画している。

エ 就学援助及び就園奨励認定を行なった園児児童生徒数の状況について

○ 穂積学校教育課長が次のように報告した。

平成23年度、6月30日現在の、小学校の就学援助児童数は、586人であり、全児童数に対する割合は13.9パーセントである。昨年度同時点は14.2パーセントであり、0.3ポイント減少している。

中学校の就学援助生徒数は、348人、全生徒数に対する割合は15.2パーセントであり、昨年度比0.2ポイントの増加となっている。

幼稚園の就園奨励園児数は、平成23年度、4歳児、5歳児合計11人で、率にすると2.4パーセントとなり、昨年度比0.2ポイント減少している。

(委員) 小学校、幼稚園で減少しているが、現在の不況の感覚とそぐわない感じがする。

学校園の教育の中で、親の経済的な理由で、子どもたちが引け目を感じることはないよう十分な配慮をお願いしたい。

(事務局) 今後も、追加申請が出てくることが考えられる。そうした中で、最終的には昨年度よりも多くなる可能性もある。

学校では、家庭訪問や保護者面談を通じて、また、昨年度の認定者で本年度の申請が出てない保護者との連絡などを行い、配慮するように努めている。

経済的な理由で、子どもたちが辛い目にあうことがないようにしたいと考えている。

オ 教育センター・青少年センターの主要行事等について

○ 梶本教育センター所長が次のように報告した。

7月5日に、JICA（ジャイカ）の支援事業として、インドネシア国ジョグジャカルタ州から、教員を中心とした22人のICT活用の視察訪問団を受け入れた。教育センター、緑が丘東小学校において、ICT活用の視察と意見交換が行われ、非常に熱心に取り組まれていた。

また、青少年センターでは、7月1日から25日までの間に、延べ7日巡回パトロールを実施したほか、市内に9箇所ある白ボストの回収を行ない、有害図書（ビデオ、CD含む。）2,713点を回収した。

カ 図書館の主要行事等について

○ 告野図書館長が次のように報告した。

7月25日に図書館協議会の開催を予定している。

(3) 次回定例教育委員会の開催日時について

里見委員長が、次回の定例教育委員会の開催予定日時について諮り、

平成23年8月17日（水曜日）、午後2時から開催することを決定した。

里見委員長が傍聴者に退席を求め、傍聴者が退席した。

午後3時26分、里見委員長が、暫くの間休憩に入ることを宣言した。

午後3時35分、里見委員長が会議の再開を宣言した。

6 秘密会による審議及び協議

【報告第5号】平成23年度三木市立幼稚園入園料及び保育料の減額の決定について

○ 穂積学校教育課長が説明した。

報告第5号は、三木市教育委員会会議規則第7条第1項ただし書きの規定により秘密会として審議したため、同規則第32条の規定により、内容については記載しない。

里見委員長が、報告第5号について採決を行い、全員一致で原案のとおり承認された。

里見委員長が、議案第11号及び議案第12号を一括審議することについて諮り、全員一致で了承された。

【議案第11号】三木市教育委員会職員の任免等について

○ 清水教育総務課長が説明した。

議案第11号は、三木市教育委員会会議規則第7条第1項ただし書きの規定により秘密会として審議したため、同規則第32条の規定により、内容については記載しない。

【議案第12号】三木市美術館協議会委員の委嘱について

○ 松村文化スポーツ振興課長が次のように説明した。

推薦団体の役員改選により、委員のうち1人を新たに委嘱しようとするものである。

任期は、前任者の残任期間であり、平成23年8月1日から平成24年4月30日までである。

議案第12号は、三木市教育委員会会議規則第7条第1項ただし書きの規定により秘密会として審議したため、同規則第32条の規定により、審議内容等については記載しない。

里見委員長が、議案第11号及び議案第12号について一括採決を行い、いずれも、全員一致で原案のとおり可決された。

【協議事項4】教育委員会の点検・評価報告書（案）について

- 清水教育総務課長が説明した。

協議事項4は、三木市教育委員会会議規則第7条第1項ただし書きの規定により秘密会として審議したため、同規則第32条の規定により、内容については記載しない。

7 閉 会

里見委員長が、平成23年7月三木市教育委員会定例会の閉会を宣言した。